

高齢者講習等実施要領の制定について

令和4年5月12日
例規（運教）第14号
警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、令和4年5月13日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、高齢者講習等実施要領制定について（平成29年例規（免）第10号）は、廃止する。

別添

高齢者講習等実施要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第12号に規定する講習（以下「高齢者講習」という。）等の実施について、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第7条第1項第2号に規定する高齢者講習における指導に従事する者（以下「高齢者講習指導員」という。）の要件等必要な事項を定め、高齢者講習等の適正かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

第2 高齢者講習

1 講習の体制

（1）高齢者講習指導員の要件

高齢者講習指導員の要件は、次のとおりとする。

ア 21歳以上の者であること。

イ 高齢者講習における指導に用いる普通自動車を運転することができる運転免許（仮免許を除く。以下「免許」という。）を現に受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）であること。

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

（ア）運転適性指導（法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者

（イ）法第117条の2の2第12号に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

（ウ）法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までに規定する罪又は法に規定する罪（前（イ）に規定する罪を除

く。)を犯し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

エ 運転適性指導に関する業務について、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

なお、「運転適性指導に関する業務」としては、運転適性指導以外に次の業務が該当する。

a 「指定自動車教習所等の教習の標準」における学科教習（第2段階）の「適性検査結果に基づく行動分析」の教習

b 初心運転者講習における運転適性検査

c 交通部運転免許本部運転教育課（以下「運転教育課」という。）及び交通部運転免許本部流山運転免許センターの運転適性検査所における自動車等の運転に必要な適性に関する調査・指導

d 停止処分者講習、高齢者講習又は違反者講習に係る講習指導員の業務

(イ) 公安委員会が運転適性指導に関する業務について、前（ア）に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者とし、次のいずれかの者が該当する。

a 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者

b 警察庁が実施する中堅運転適性検査指導者専科（平成12年度まで実施していた「新任運転適性検査指導者専科」又は「運転適性専門官専科」を含む。）を修了し、運転適性指導に関する業務に従事した経験のある者

c 自動車安全運転センター（以下「センター」という。）が実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和3年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。以下同じ。）における研修指導員としての経験のある者

d 運転適性検査・指導者資格証の交付を受けた者で、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年に満たない者のうち、交通部運転免許本部運転教育課長（以下「運転教育」）が行う所要の講習を受けたもの

オ 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導について、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 普通自動車に係る教習指導員資格者証（技能検査員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。別記様式第9号）の交付を受けている者又は普通自動車に係るセンターが実施する届出教習所指導員課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

(イ) 公安委員会が、普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導について、前（ア）に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者とし、次のような者が相当する。

- a 白バイ若しくは交通用パトカーの乗務員又は警ら用無線自動車の乗務員としての経験が相当期間ある者で適任なもの
- b 運転教育課で技能試験官としての経験が相当期間ある者
- c 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者
- d センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は運転技能検査・高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者
- e 自動車運転免許技能試験官が行う普通自動車の運転に関する技能及び知識の審査において、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者と同等以上の技能、知識を有し、かつ、普通自動車の運転技能に関する業務に従事した経験が相当期間ある者で適任なもの

カ 次のいずれかに該当する者であること。ただし、令和4年5月13日以前に次（ア）に該当し、又は令和4年3月31日以前に次記（イ）に該当した者については、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行に伴う運転技能検査員養成講習（運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第5号）附則第5条に規定する高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関するものとして公安委員会が指定する研修をいう。）を受けていること。

（ア）公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者として、次に該当する者

- a 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験が相当期間ある者
- b センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験が相当期間ある者

（イ）高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和3年度まで実施していた高齢者講習研修を含む。））を終了した者

（2）高齢者講習指導員の資質の向上

運転教育課長は、高齢者講習指導員に対する研修会を随時開催し、知識、教育能力等の向上に努めさせること。

なお、新しく高齢者講習指導員となる者に対しては、事前に十分な教養を行い、高齢者講習に関する知識及び技術を習得させること。

（3）講習施設

運転教育課長は、受講者を収容できる視聴覚器材を備えた教室、運転適性検査器材を備えた施設等を整備するなどして講習の実施に必要な施設を確保すること。

なお、受講者は70歳以上の高齢者であることを踏まえ、受講者が教室等の間を移動する距離が可能な限り短くなるようにするとともに、受講者の移動が容易となるよう施設のバリアフリー化に必要な配慮をすること。

(4) 講習用教材

ア 教本、視聴覚教材等

運転教育課長は、高齢者講習においては、別紙に定める内容について正確にまとめられた教本を原則として1冊使用させること。また、本県の交通事故の実態に関する資料、危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を整備するものとする。

イ 普通自動車

運転教育課長は、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で、千葉県警察千葉運転免許センター、同流山運転免許センター及び教習所のコース（以下「コース」という。）又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）ができるよう、普通自動車を必要数整備すること。

なお、当該普通自動車にあつては、マニュアル式又はオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとする。

ウ 運転適性検査器材

運転教育課長は、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で、運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運転適性検査器材による指導」という。）に用いる運転適性検査器材として、次に掲げるものを整備するものとする。

(ア) 動体視力の変化を測定する動体視力検査器

(イ) 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器

(ウ) 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器又は視野の欠損状況を測定する視野検査器

(5) 高齢者講習の委託等

ア 高齢者講習の委託

運転教育課長は、高齢者講習を委託する場合には、次の基準を満たす者との委託契約によって高齢者講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、高齢者講習が適正に行われるよう常時指導監督すること。

(ア) 高齢者講習指導員の人数

高齢者講習の業務を行うために必要な数以上（原則として2人以上）置かれていること。

(イ) 講習施設等

高齢者講習を行うために必要な建物、コース、普通自動車、運転適性検査器材その他の設備を有すること。

イ 高齢者講習指導員の通知等及び講習施設等の確認

(ア) 高齢者講習指導員の確認及び通知並びに解任及び業務の停止

運転教育課長は、高齢者講習の業務を委託した者（以下「高齢者講習受託

者」という。)から高齢者講習指導員等確認申請書(別記第1号様式)の送付を受けたときは、資格要件等の審査をした後、高齢者講習指導員等確認通知書(別記第2号様式)により確認した旨の通知を行うものとする。

(イ) 高齢者講習指導員の解任及び業務の停止

a 解任

運転教育課長は、高齢者講習受託者が高齢者講習指導員を解任したときは、高齢者講習指導員解任届(別記第3号様式)を提出させ、公安委員会に報告するものとする。

b 業務の停止

運転教育課長は、高齢者講習受託者が高齢者講習指導員の業務を停止したときは、高齢者講習指導員業務停止届(別記第4号様式)を提出させ、公安委員会に報告するものとする。

(ウ) 講習施設等の確認

運転教育課長は、高齢者講習受託者が高齢者講習設備等を新設又は変更したときは、高齢者講習施設等現況届(別記第5号様式)を提出させ確認するものとする。

2 講習の実施

(1) 講習日及び講習時間

ア 講習日

講習日は、高齢者の利便性に配慮し、特に法第101条の7第4項の規定に基づき行う講習(以下「臨時高齢者講習」という。)については、同条第6項の規定により、受講者は臨時高齢者講習を行う旨の通知を受けた日の翌日から起算した期間が通算して1か月を超えない範囲内に受講しなければならないことから、速やかな受講が可能となるよう配慮すること。

イ 講習時間

講習時間は、2時間(法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許(以下「普通自動車対応免許」という。)以外の免許のみを受けている者及び道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第34条の3第4項又は第37条の6の3の基準に該当する者(以下「運転技能検査対象者」という。)に対する講習は、1時間)とすること。

(2) 学級編成等

ア 学級編成の基本

1学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成すること。

イ 高齢者講習指導員の配置

運転適性検査器材による指導及び実車による指導については、高齢者講習指導員1人で5人まで担当することができるものとする。ただし、受講者1人当たりの実車による指導時間は、少なくともおおむね20分間確保しなければならないものとする。

(3) 講習の方法

講習は、普通自動車及び運転適性検査器材を用いた検査を行うことにより、加齢

に伴い身体機能に低下が生じているおそれがあることについて受講者に体験させ、その結果に基づいた指導を行うことを重点とすること。

なお、高齢者講習は別表に掲げる「高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する項目」を基準として講習指導案を作成した上で、次の事項に配意して実施すること。

ア 講義

講義は、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、本県における交通事故の実態、四輪車事故及び二輪車事故の特徴、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交通事故の特徴と防止策等について、教本、視聴覚教材等を活用して分かりやすく行うこと。

なお、講義に従事する者については、高齢者講習指導員であることが望ましいが、前記1（1）ウ及びエの要件を満たす者であれば、高齢者講習指導員以外の者でも行うことができるものとする。

イ 運転適性検査器材による指導

動体視力検査器、夜間視力検査器及び視野検査器による検査を行い、検査結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下を自覚させるための指導を行うこと。また、指導に当たっては、他の受講者が検査を行っている時間の有効活用に努めること。

なお、各検査器材による検査については、補助員でも行うことができるものとする。

ウ 実車による指導

（ア）実施対象

実車による指導は、普通自動車対応免許を保有する者で、運転技能検査対象者以外の者に対して実施すること。

（イ）実車による指導の場所

原則としてコースにおいて行うこと。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合で、安全性に問題がないときは、道路又はその他適切な場所において行うことができるものとする。

（ウ）使用車両

- a 普通自動車を使用すること。また、受講者の車両の持ち込みに関しては、身体の障害があることを理由に普通自動車対応免許に条件が付されている場合等のやむを得ない理由がある場合を除き、原則として行わないこととする。ただし、受講者からの申出があり、車両の持ち込みによる指導を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性に問題がない場合には、車両の持ち込みを認めることができるものとする。

なお、車両を持ち込んだ場合でも、手数料は変わらないことをあらかじめ受講者に了知させておくこと。

- b 講習用車両には、「講習中」である旨を表示する標識を見やすい位置に掲示すること。

（エ）実施方法

実車による指導は、次に掲げる事項について留意の上、ならし走行を含め、

受講者1人当たり少なくともおおむね20分間行うこと。また、受講者1人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分間以上となるよう、1,200メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行うこと。

a 課題

課題については、別に定める運転技能検査等実施要領に基づき、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」を実施することとするが、コース等の実情に応じて順不動で実施することができるものとする。また、各課題は、同実施要領に定める判断基準に基づき、その履行状況を客観的に評価すること。

b 事前説明

課題の実施前に受講者に対し、運転技能検査等実施要領に関する説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させること。

c 安全指導

課題終了後の安全指導については、受講者ごとに個別に行うこととし、適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認や操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させること。

d 順番待ちの時間を活用した映像教養等

実車による指導の順番待ちをしている受講者に対しては、実施機関の実情に応じて、視聴覚教材を有効活用するなどして、加齢に伴う身体機能の低下や危険予測と回避方法等について理解させるための教養を確実に行うこと。

なお、当該順番待ちの時間に、講義又は運転適性検査器材による検査若しくは当該検査の結果に基づく指導を行うこともできるものとする。

(オ) 実車の運転に支障がある場合

受講者の体調や降雪等の悪天候等により、実車による指導が困難な場合には、運転シミュレーターでの代替措置を執るなどし、できる限り受講者に運転操作の指導が行えるよう努めること。

エ 指導に当たっての留意事項

受講者によって、認知機能や身体機能に個人差があることを踏まえ、個々の認知機能等に応じた丁寧で分かりやすい講習の実施に努めること。

(4) 受講者の確認及び高齢者講習終了証明書の交付等

ア 受講者の確認

運転教育課長は、法第101条の4第5項に規定する書面、運転免許証（以下「免許証」という。）等により受講者であることを確認すること。

イ 受講申請の受理

運転教育課長は、高齢者講習受託者に高齢者講習申請書（別記第6号様式）により受講者から受講の申請を受理させるものとする。

ウ 高齢者講習終了証明書の交付

運転教育課長は、高齢者講習を終了した者に対しては、高齢者講習終了証明書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令60号）別記様式第22の10の7）を交付するとともに、交付する際には、運転免許申請書又は運転免許証更新・講習申請書（運転免許事務取扱要領の制定について（平成14年例規（免・試）第46号別記様式第1号又は別記様式第19号）に高齢者講習終了証明書を添付しなければならないことを教示すること。

なお、高齢者講習終了証明書の写しを作成し、受講者が高齢者講習修了証明書を亡失等した際に交付できるよう保管しておくこと。

(5) 高齢者講習の実施結果の報告及び登録

ア 報告及び登録の対象

免許証の更新時等の高齢者講習及び臨時高齢者講習（以下「高齢者講習等」という。）を対象とする。

イ 実施結果の報告

運転教育課長は、高齢者講習受託者が高齢者講習等を実施したときは、実施結果を速やかに公安委員会に報告させること。

なお、報告内容は、講習を受けた者の氏名、生年月日、性別、運転免許を現に受けている者にあつては運転免許証番号、講習場所、講習年月日、講習の種類、講習の分類及び講習の種別とすること。

ウ 実施結果の登録

運転教育課長は、高齢者講習等を実施し、又はその高齢者講習等の実施結果の報告を受けたときは、警察庁の運転者管理業務システムに確実に登録すること。

第3 特定任意高齢者講習

1 講習対象者

特定任意高齢者講習は、次のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

(1) 法第101条の3第1項に規定する更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者

(2) 法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者又は同項第5号に規定する特定取消処分者で、法第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の者

2 講習の体制

(1) 特定任意高齢者講習指導員の要件

前記第2の1(1)に規定する高齢者講習指導員の要件に該当する者とする。

(2) 講習施設

前記2の1(3)の規定を準用する。

(3) 講習用教材

前記第2の1(4)の規定を準用する。この場合において、「高齢者講習」とあるのは、「特定任意高齢者講習」と読み替えるものとする。

(4) 特定任意高齢者講習の委託等

前記第2の1(5)の規定を準用する。この場合において、「高齢者講習」とあるのは、「特定任意高齢者講習」と「高齢者講習受託者」とあるのは「特定任意高

齢者講習受託者」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 講習の実施

(1) 講習の時間

講習の時間は、2時間以上（普通自動車対応免許）以外の免許のみを受けようとし、又は受けている者及び運転技能検査対象者に対する講習は1時間以上とすること。

(2) 学級編成等

前記第2の2（2）の規定を準用する。

(3) 講習の方法

前記第2の2（3）の規定を準用する。この場合において、「高齢者講習」とあるのは、「特定任意高齢者講習」と読み替えるものとする。

(4) 受講者の確認及び特定任意高齢者講習終了証明書の交付等

ア 受講者の確認

前記第2の2（4）アの規定を準用する。この場合において、特定任意高齢者講習については、住所地を管轄する都道府県公安委員会の如何を問わず受講することが可能であることから、他の都道府県公安委員会の管轄する区域内に住所地がある者から受講申請があった場合でも受講を認めること。ただし、75歳以上の者に対して運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第5号）附則第3条の規定により認知機能検査（法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査をいう。以下同じ。）の結果に基づく特定任意高齢者講習を行う場合において、その者が受検した認知機能検査については、優良運転者が経由地申請（法第101条の2の2第1項の規定による免許証の有効期間の更新の申請をいう。）を行う場合を除き、住所地を管轄する都道府県公安委員会が行ったものに限られることに留意すること。

イ 受講申請の受理

前記第2の2（4）イの規定を準用する。この場合において、「高齢者講習申請書」とあるのは「特定任意高齢者講習申請書（別記第5号様式）」と読み替えるものとする。

ウ 終了証明書の交付

前記第2の2（4）ウの規定を準用する。この場合において、「高齢者講習終了証明書」とあるのは「特定任意高齢者講習終了証明書（講習規則別記第1号様式）」と、読み替えるものとする。

エ 特定任意高齢者講習の実施結果の報告及び登録

前記第2の2（5）の規定を準用する。この場合において「高齢者講習等」とあるのは「特定任意高齢者講習」と、「高齢者講習受託者」とあるのは「特定任意高齢者講習受託者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4 その他

1 受講者への配慮

受講者は、一般に講習を受けることに不慣れであることを念頭に置き、講習中はもちろん、受付時から終了時まで、受講者の心情や体調に配慮した対応に努めること。

特に、実車による指導や運転適性検査器材による指導の際には、受講者に試験に似た張り詰めた雰囲気を与え緊張させることのないよう配慮をすること。

2 講習効果の測定

運転教育課長は、講習効果を測定するため、受講者の受講後における交通違反、交通事故の発生状況等を追跡調査し、資料化とその活用に努めること。

3 事故防止

(1) 運転教育課長は、受講者の中には身体的機能や運転技能が低下している者もいることから、講習中の各種事故防止に万全を期するため、高齢者講習指導員等に特段の配慮をさせること。

(2) 講習実施機関は、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入すること。

(3) 運転教育課長は、高齢者講習受託者等が実施した講習において事故が発生した場合は、高齢者講習受託者等に交通事故報告書（別記第8号様式）を提出させること。

4 合同実施の際の留意事項

次に掲げる講習等を合同で行う場合には、運転技能検査（法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査をいう。以下同じ。）や臨時高齢者講習の対象者は、政令で定める一定の違反行為を行った者であることから、プライバシーの保護に留意すること。

(1) 高齢者講習（2時間講習）と高齢者講習（運転技能検査対象者が受講する1時間講習）

(2) 高齢者講習（2時間講習）と高齢者講習（普通自動車対応免許以外の免許のみを受けている者が受講する1時間講習）

(3) 免許証の更新時等の高齢者講習と臨時高齢者講習

(4) 高齢者講習のうち実車による指導と運転技能検査

別表（第2の2（3））

高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する項目

講習方法	講習科目	講習細目	留意事項	講習時間
		開講	講習概要や受講上の留意事項等について説明する。	
1 講義	道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における交通事故情勢	地域における事故多発路線・時間帯、事故類型、事故原因等のほか、四輪車事故及び二輪車事故の特徴等について、交通事故事例に基づき指導する。	30分 (以上)
		(2) 高齢者の交通事故の実態	高齢運転者及び高齢歩行者等の交通事故の実態について重点的に指導する。	
		(3) 高齢者支援制度等の紹介	申請取消しやサポートカー限定免許等の説明に併せて、千葉県の実態に応じた高齢者支援制度について紹介する。	
	運転者の心構え	(1) 安全運転の基本 (2) 交通事故の悲惨さ (3) シートベルト等の着用	交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務、交通事故を起こした場合の警察官への報告義務や負傷者の救護義務等について指導する。 交通事故の被害者や遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 後部座席を含むシートベルトの着用の徹底のほか、二輪車に乗車した場合のヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。	
安全運転の知識	? 高齢者の特性を踏まえた運転方法 ? 危険予測と回避方法等 ? 改正された道路交通法令	認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。 高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。 受講者の前回の免許証の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。		
2 運転適性検査器材による指導	運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。	30分 (以上)
3 実車による指導	運転適性についての指導②	? 事前説明 ? ならし走行 ? 課題 ? 安全指導	課題の実施前に、コースの周回要領等を含めた各課題の実施要領等に関する説明を行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させる。 原則として受講者ごとにおおむね300メートル、コースにおけるならし走行を行う。 コース内を走行して各課題を実施し、その履行状況を客観的に評価する。 適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適、危険な運転個癖等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させる。	1時間 (以上)
<p>○ 講習時間：2時間 (普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は3以外の受講とし、講習時間は1時間)</p> <p>○ 1、2及び3の実施順序は問わないほか、1及び2については、それぞれを分割した上で連続して行わないことも可能とする。</p> <p>○ 1及び2については、3の順番待ちの時間に行うことも可能とする。</p> <p>○ 講習時間の（以上）については、特定任意高齢者講習における講習時間を表す。</p>				

別紙（第2の1(4)ア）

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近3年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。その際、高齢運転者に関するものは、詳細に解説すること。

2 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項

先進安全自動車（ASV）等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。

3 交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ10のすすめ（エコドライブ普及連絡会策定）」等の最新の内容を中心に解説すること。

4 安全な運転に必要な実践的な知識

高齢運転者に多い交通事故の特徴を踏まえて、その防止方策等を中心に以下の項目について、イラスト等を用いて解説すること。

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを基に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が次にどのような行動をするかについて、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

5 高齢運転者の安全に関する知識（高齢運転者の運転特性）

(1) 一般的特性

一般の道路や高速道路等の自動車専用道路における高齢運転者の事故傾向（自転車による事故の傾向を含む。）、運転特性について解説すること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(2) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩（げん）惑）について、イラスト等を用いて解説すること。その際加齢との関係についても言及すること。

(3) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること

(4) 病気と加齢

高齢者に比較的多く発症する病気の症状についてイラスト等を用いて解説すること

その際、運転行動との関係についても言及すること。

6 飲酒運転の根絶

体内におけるアルコールの分解の基礎知識、飲酒運転による事故の傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

7 事故時の対応と応急救護処置

負傷者の救護（119番への通報を含む。）、道路における危険の防止、警察への通報について、イラスト等を用いて解説するとともに、一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生（そせい）法委員会策定の「救急蘇生（そせい）法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。

8 高齢運転者と運転免許制度

高齢者講習、認知機能検査、運転技能検査、臨時適性検査、運転免許証の返納制度及び運転経歴証明書の概要や目的等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、高齢者講習の受講期間等についても言及すること。

9 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号）（第2章及び3章を除く。）の内容を、イラスト等を用いて記載すること。

10 その他

(1) メモ欄等

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄等を設けること。

(2) 交通事故情勢等に応じたトピックの記載

その時々々の交通情勢を踏まえ、自転車の通行モラルや事故の増加に関する内容のほか、交通弱者の保護に関する内容等を必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

別表（第2の2（3））

高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する項目

講習方法	講習科目	講習細目	留意事項	講習時間
		開講	講習概要や受講上の留意事項等について説明する。	
1 講義	道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における交通事故情勢 (2) 高齢者の交通事故の実態 (3) 高齢者支援制度等の紹介	地域における事故多発路線・時間帯、事故類型、事故原因等のほか、四輪車事故及び二輪車事故の特徴等について、交通事故事例に基づき指導する。 高齢運転者及び高齢歩行者等の交通事故の実態について重点的に指導する。 申請取消しやサポートカー限定免許等の説明に併せて、千葉県の実態に応じた高齢者支援制度について紹介する。	30分 (以上)
	運転者の心構え	(1) 安全運転の基本 (2) 交通事故の悲惨さ (3) シートベルト等の着用	交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務、交通事故を起こした場合の警察官への報告義務や負傷者の救護義務等について指導する。 交通事故の被害者や遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 後部座席を含むシートベルトの着用の徹底のほか、二輪車に乗車した場合のヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。	
	安全運転の知識	(1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法 (2) 危険予測と回避方法等 (3) 改正された道路交通法令	認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。 高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的な危険場面を示し、事故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。 受講者の前回の免許証の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。	
2 運転適性検査器材による指導	運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。	30分 (以上)
3 実車による指導	運転適性についての指導②	(1) 事前説明 (2) ならし走行 (3) 課題 (4) 安全指導	課題の実施前に、コースの周回要領等を含めた各課題の実施要領等に関する説明を行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させる。 原則として受講者ごとにおおむね300メートル、コースにおけるならし走行を行う。 コース内を走行して各課題を実施し、その履行状況を客観的に評価する。 適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適、危険な運転個癖等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させる。	1時間 (以上)
<p>○ 講習時間：2時間 (普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は3以外の受講とし、講習時間は1時間)</p> <p>○ 1、2及び3の実施順序は問わないほか、1及び2については、それぞれを分割した上で連続して行わないことも可能とする。</p> <p>○ 1及び2については、3の順番待ちの時間に行うことも可能とする。</p> <p>○ 講習時間の（以上）については、特定任意高齢者講習における講習時間を表す。</p>				

以下様式省略

別表（第2の2（3））

高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する項目

講習方法	講習科目	講習細目	留意事項	講習時間
		開講	講習概要や受講上の留意事項等について説明する。	
1 講義	道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における交通事故情勢 (2) 高齢者の交通事故の実態 (3) 高齢者支援制度等の紹介	地域における事故多発路線・時間帯、事故類型、事故原因等のほか、四輪車事故及び二輪車事故の特徴等について、交通事故事例に基づき指導する。 高齢運転者及び高齢歩行者等の交通事故の実態について重点的に指導する。 申請取消しやサポートカー限定免許等の説明に併せて、千葉県の実態に応じた高齢者支援制度について紹介する。	30分 (以上)
	運転者の心構え	(1) 安全運転の基本 (2) 交通事故の悲惨さ (3) シートベルト等の着用	交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務、交通事故を起こした場合の警察官への報告義務や負傷者の救護義務等について指導する。 交通事故の被害者や遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 後部座席を含むシートベルトの着用の徹底のほか、二輪車に乗車した場合のヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。	
	安全運転の知識	(1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法 (2) 危険予測と回避方法等 (3) 改正された道路交通法令	認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。 高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。 受講者の前回の免許証の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。	
2 運転適性検査器材による指導	運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。	30分 (以上)
3 実車による指導	運転適性についての指導②	(1) 事前説明 (2) ならし走行 (3) 課題 (4) 安全指導	課題の実施前に、コースの周回要領等を含めた各課題の実施要領等に関する説明を行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させる。 原則として受講者ごとにおおむね300メートル、コースにおけるならし走行を行う。 コース内を走行して各課題を実施し、その履行状況を客観的に評価する。 適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適、危険な運転個癖等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させる。	1時間 (以上)
○ 講習時間：2時間 （普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は3以外の受講とし、講習時間は1時間） ○ 1、2及び3の実施順序は問わないほか、1及び2については、それぞれを分割した上で連続して行わないことも可能とする。 ○ 1及び2については、3の順番待ちの時間に行うことも可能とする。 ○ 講習時間の（以上）については、特定任意高齢者講習における講習時間を表す。				

別紙（第2の1（4）ア）

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近3年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。その際、高齢運転者に関するものは、詳細に解説すること。

2 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項

先進安全自動車（ASV）等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。

3 交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ10のすすめ（エコドライブ普及連絡会策定）」等の最新の内容を中心に解説すること。

4 安全な運転に必要な実践的な知識

高齢運転者に多い交通事故の特徴を踏まえて、その防止方策等を中心に以下の項目について、イラスト等を用いて解説すること。

（1）危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

（2）危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを基に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が次にどのような行動をするかについて、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

（3）死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

5 高齢運転者の安全に関する知識（高齢運転者の運転特性）

（1）一般的特性

一般の道路や高速道路等の自動車専用道路における高齢運転者の事故傾向（**自転車**による事故の傾向を含む。）、運転特性について解説すること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

（2）視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩（げん）惑）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

（3）反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

（4）病気と加齢

高齢者に比較的多く発症する病気の症状についてイラスト等を用いて解説すること。

と。その際、運転行動との関係についても言及すること。

6 飲酒運転の根絶

体内におけるアルコールの分解の基礎知識、飲酒運転による事故の傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

7 事故時の対応と応急救護処置

負傷者の救護（119番への通報を含む。）、道路における危険の防止、警察への通報について、イラスト等を用いて解説するとともに、一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生（そせい）法委員会策定の「救急蘇生（そせい）法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。

8 高齢運転者と運転免許制度

高齢者講習、認知機能検査、運転技能検査、臨時適性検査、運転免許証の返納制度及び運転経歴証明書の概要や目的等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、高齢者講習の受講期間等についても言及すること。

9 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号）（第2章及び3章を除く。）の内容を、イラスト等を用いて記載すること。

10 その他

(1) メモ欄等

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄等を設けること。

(2) 交通事故情勢等に応じたトピックの記載

その時々の交通情勢を踏まえ、自転車の通行モラルや事故の増加に関する内容のほか、交通弱者の保護に関する内容等を必要に応じてイラスト等をを用いて記載すること。

別 記

第1号様式（第2の1（5）イ（ア））

年 月 日

千葉県公安委員会 様

委託機関名
管理者氏名

高齢者講習指導員確認申請書

申請者	住所		写 真 3.0×2.4cm
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
現に受けている免許	免許証番号	第 号	
	免許証照会番号	年 月 日 -	公安委員会
	種類		
	免許の条件等		
	教習指導員資格者証 (普通車)	年 月 日 第 号	
	運転適性検査・指導者資格者証	年 月 日 第 号	
	高齢者講習、運転適性講習指導員研修課程終了書	年 月 日 第 号	
備考			

第2号様式（第2の1（5）イ（ア））

年 月 日

委託機関名
管理者氏名 様

千葉県公安委員会 印

高齢者講習指導員確認通知書

次の者については、高齢者講習指導員としての資格要件を確認したので通知する。

1 資格要件を満たす者

氏 名	生 年 月 日

2 資格要件を満たさない者

氏 名	生 年 月 日

第3号様式（第2の1（5）イa）

年 月 日

千葉県公安委員会 様

委託機関名
管理者氏名

高齢者講習指導員解任届

解 任 年 月 日		年 月 日	
講 習 指 導 員	住 所		
	フリガナ 氏 名		生年月日 年 月 日
解 任 の 理 由			
備 考			

第4号様式（第2の1（5）イ（イ）b）

年 月 日

千葉県公安委員会 様

委託機関名
管理者氏名

高齢者講習指導員業務停止届

業務停止年月日		年 月 日	
講習指導員	住所		
	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
業務停止の理由			
備考			

年 月 日

千葉県公安委員会 様

実施機関名
管理者氏名

高齢者講習施設等現況届

所在地	〒		
設置者			
講習指導員数	人		
座学学習	講習室	面積 m ²	定員 人 ; 学習教室と併用 有・無
	視聴覚機器	ビデオデッキ 台	ビデオテープ 本 OHP 台
		DVD再生装置 台	DVD (Blu-rayディスク含む) 本 OHC 台
	テレビ (モニター含む) 台	プロジェクター 台	スクリーン 台
実車等講習	運転適性検査器	動体視力検査機器	台 (メーカー ・ 型式)
		夜間視力検査機器	台 (メーカー ・ 型式)
		水平方向の視野検査器	台 (メーカー ・ 型式)
		欠損状況の視野検査器	台 (メーカー ・ 型式)
	自動車等	普通自動車 (補助ブレーキ付)	台 (AT 台・MT 台)
四輪運転シミュレーター		台 (メーカー ・ 形式)	
その他	バリアフリーの場 所		
備考			

年 月 日現在

注

- 1 施設の平面図、講習室の見取り図及び講習コースを朱書したコース見取り図を添付することとし、コース見取り図には課題の実施場所を記入すること。
- 2 内容に変更が生じた場合は、逐次届け出ること。
- 3 空欄は随時記入し、該当しない欄は斜線を引くこと。
- 4 視聴覚機器のDVD再生装置には、Blu-ray Disc再生装置を含む。
- 5 視聴覚機器としてHDD等に保存している映像を利用している場合は、「備考欄」に「HDD (SSD) 保存の映像利用」等記載すること。

第6号様式（第2の2（4）イ）

年 月 日

千葉県公安委員会 様

高 齢 者 講 習 申 請 書

		受講者番号	
住 所			
フリガナ			備考欄
氏 名			
生年月日	年 月 日		
性 別	男 ・ 女		
免許証番号	第		

千葉県収入証紙貼付欄

収入証紙貼付欄		

注 収入証紙貼付欄が足りない場合は、裏面に貼付してください。

第7号様式（第3の3（4）イ）

年 月 日

千葉県公安委員会 様

特定任意高齢者講習申請書

		受講者番号	
住 所			
フリガナ			備考欄
氏 名			
生年月日	年 月 日		
性 別	男 ・ 女		
免許証番号	第		

千葉県収入証紙貼付欄

収入証紙貼付欄		

注 収入証紙貼付欄が足りない場合は、裏面に貼付してください。

第8号様式 (第4の3 (3))

年 月 日

千葉県公安委員会 様

委託機関名
管理者氏名

交 通 事 故 報 告 書

発 生 日 時 等		年 月 日 () 午前・後 時 分頃 天候			
発 生 場 所					
指 導 員 氏 名					
運 転 者	氏 名				
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)			
	住 所				
	免 許 証 番 号	第 号 - 年 月 日交付 公安委員会			
	運 転 車 種		登録番号		
被 害 の 程 度	人 身 事 故	運転者		物 損 事 故	
		同乗者			
事 故 の 概 要		----- ----- ----- ----- -----			
事 故 状 況 略 図					